

適時開示情報
閲覧サービス
に掲載済み



平成18年10月31日

各位

会社名 豊田通商株式会社
代表者の取締役社長 清水 順三
役職氏名
(コード番号 8015 東証・名証 第1部)
問合せ先 広報・IR室長 千野 裕輔
責任者
電話番号 052-584-5011

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成18年10月31日開催の取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- 募集株式の種類及び数 当社普通株式 19,500,000株
- 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、平成18年11月13日(月)から平成18年11月16日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額を引受人の手取金とする。
- 申込期間 平成18年11月17日(金)から平成18年11月21日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成18年11月14日(火)から平成18年11月16日(木)までとなる。
- 払込期日 平成18年11月21日(火)から平成18年11月27日(月)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成18年11月21日(火)となる。
- 申込株数単位 100株
- 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 清水順三又は専務取締役 高橋克紀に一任する。
- 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新株式発行

- 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,390,000株
- 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額(一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額)の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 割当先及び割当株式数 トヨタ自動車株式会社 5,390,000株
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の3営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成18年11月21日(火)から平成18年11月27日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。なお、払込期日は一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 清水順三又は専務取締役 高橋克紀に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 1,950,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から1,950,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 清水順三又は専務取締役 高橋克紀に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

(「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 1,950,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 野村證券株式会社 1,950,000株
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成18年12月18日(月)から平成18年12月22日(金)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成18年12月19日(火)から平成18年12月25日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 清水順三又は専務取締役 高橋克紀に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,950,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,950,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年10月31日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,950,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後を払込期日(以下「第三者割当増資の払込期日」という。)として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	327,563,216株	(平成18年10月30日現在)
公募増資による増加株式数	19,500,000株	
公募増資後の発行済株式総数	347,063,216株	
第三者割当増資(トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資)による増加株式数	5,390,000株	
同上の第三者割当増資後の発行済株式総数	352,453,216株	
第三者割当増資(野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資)による増加株式数	1,950,000株	(注)
同上の第三者割当増資後の発行済株式総数	354,403,216株	(注)

(注)野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資であり、増加株式数及び増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の新株式発行に伴う手取概算額上限80,453,000,000円について、全額を子会社等への投融資等に充てたいします。

安定した収益源である自動車分野において、トヨタグループ各社の積極的な海外展開に対応し、収益基盤を更に強化・拡大させるための投資を行います。具体的には、金属事業はブランピング事業等、機械・エレクトロニクス事業は機械設備のメンテナンス事業等、自動車事業はディーラー事業等へ50,283,000,000円を充当する予定です。

また、高い成長性や収益性が見込める事業基盤の拡大に向けた非自動車分野への投資を通じて、新たな収益の柱を構築します。具体的には、エネルギー・化学品事業は石炭・石油事業、ガス・電力事業等、食料事業はサイロ事業等、生活産業・資材事業は保険事業等へ30,170,000,000円を充当する予定です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

同時に当社は、今回の資金調達により旺盛な投資機会に弾力的に対応できる財務体質を構築し、事業戦略の自由度を確保いたします。

(2) 業績に与える見通し

今後の収益基盤の更なる拡大等を通じて業績に資するものと考えています。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当についても安定的な配当を維持していくことを基本に、業績等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待におこたえしていきたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記(1)のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましても今回の資金調達と合わせ、今後積極的な事業拡大を図るために、有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	37.04円	55.53円	86.42円
1株当たり年間配当金	8.00円	12.00円	18.00円
実績配当性向	21.60%	21.61%	20.83%
株主資本当期純利益率	6.54%	8.44%	11.06%
株主資本配当率	1.38%	1.78%	2.26%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. 第三者割当増資の理由

本第三者割当増資は、持分法適用関係にある当社の株主であるトヨタ自動車株式会社の持株比率を維持するために、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」と並行して行うものであります。

6. 第三者割当増資における割当先であるトヨタ自動車株式会社の概要

別紙のとおりであります。

7. 第三者割当増資における確約書の提出に関する事項

当社は割当先であるトヨタ自動車株式会社に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、当社へ報告する旨の確約を依頼する予定であります。

8. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」と並行して、トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資が行われます。この第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会に定める公正慣習規則第14号第9条の2に基づく一般募集の引受証券会社からの要請を遵守しております。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、平成15年6月27日、平成16年6月24日及び平成17年6月24日の定時株主総会の決議により、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。また、平成18年6月27日の定時株主総会の決議により、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.0%となる見込みであります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプションの付与状況（平成18年9月30日現在）

株主総会の決議	発行取締役会決議	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	発行行使期間
平成15年6月27日	平成15年7月22日	588,000株	780円	390円	平成17年8月1日から平成19年7月31日まで
平成16年6月24日	平成16年7月27日	1,298,000株	1,170円	585円	平成18年8月1日から平成20年7月31日まで
平成17年6月24日	平成17年7月26日	970,000株	1,915円	958円	平成19年8月1日から平成21年7月31日まで
平成18年6月27日	平成18年7月25日	764,000株	2,805円	1,403円	平成20年8月1日から平成22年7月31日まで

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	542円	1,090円	1,803円	3,200円
高 値	1,244円	1,825円	3,200円	3,620円
安 値	542円	920円	1,623円	2,180円
終 値	1,107円	1,801円	3,190円	3,520円
株価収益率	29.89倍	32.43倍	36.91倍	-

(注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年10月27日現在で表示しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

別紙（割当予定先であるトヨタ自動車株式会社の概要）

割当予定先の氏名又は名称		トヨタ自動車株式会社																										
割当株数		5,390,000 株																										
払込金額		16,795,000,000 円 （平成 18 年 10 月 20 日における時価を基準として算出した見込額であります。）																										
割当予定先の内容	本店所在地	愛知県豊田市トヨタ町 1 番地																										
	代表者の氏名	取締役社長 渡辺 捷昭																										
	資本の額（平成 18 年 3 月 31 日現在）	397,049 百万円																										
	事業の内容	自動車及び同部品等の製造・販売																										
	大株主（平成 18 年 3 月 31 日現在）	<table border="0"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>8.42%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>5.96%</td> </tr> <tr> <td>株式会社豊田自動織機</td> <td>5.54%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>3.67%</td> </tr> <tr> <td>ヒーローアンドカンパニー</td> <td>3.42%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（ 常任代理人 株式会社三井住友銀行資金証券サービス部）</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</td> <td>3.22%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td> <td>2.82%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>2.32%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>1.81%</td> </tr> <tr> <td>ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン</td> <td>1.68%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）</td> </tr> </table>	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8.42%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5.96%	株式会社豊田自動織機	5.54%	日本生命保険相互会社	3.67%	ヒーローアンドカンパニー	3.42%	（ 常任代理人 株式会社三井住友銀行資金証券サービス部）		ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3.22%	（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）		資産管理サービス信託銀行株式会社	2.82%	東京海上日動火災保険株式会社	2.32%	三井住友海上火災保険株式会社	1.81%	ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	1.68%	（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8.42%																										
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5.96%																											
株式会社豊田自動織機	5.54%																											
日本生命保険相互会社	3.67%																											
ヒーローアンドカンパニー	3.42%																											
（ 常任代理人 株式会社三井住友銀行資金証券サービス部）																												
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3.22%																											
（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）																												
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.82%																											
東京海上日動火災保険株式会社	2.32%																											
三井住友海上火災保険株式会社	1.81%																											
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	1.68%																											
（ 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）																												
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成 18 年 9 月 30 日現在） 7,755,730 株																										
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成 18 年 9 月 30 日現在） 70,978,939 株																										
	取引関係	当社と割当予定先との間で、当社取扱い商品の販売及び同社製品の購入の取引があります。																										
	人的関係（平成 18 年 9 月 30 日現在）	当社取締役のうち 3 名及び執行役員 2 名は割当予定先からの転籍者であり、また当社監査役のうち 2 名は、割当予定先の相談役を兼務しております。																										

（注）当社は、平成18年4月1日に旧会社名 株式会社トーマンと合併しているため、出資関係及び人的関係については平成18年9月30日現在の状況を記載しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。